

5-1 雨量観測所

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	津田川橋	津田町津田	テレメータ	長尾土木事務所	0879-52-2585
2	大川	大川町田面	〃	大川ダム管理事務所	0879-43-3104
3	門入	寒川町石田東	〃	門入ダム管理事務所	0879-43-0995
4	小田	小田	〃	長尾土木事務所	0879-52-2585
5	志度	志度	〃	〃	〃
6	長尾	長尾東	〃	〃	〃
7	前山	前山	〃	前山ダム管理事務所	0879-52-3450
8	太郎兵衛	〃	〃	〃	〃

(さぬき市関係雨量観測所)

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	森行	大川町田面	テレメータ	総務課	087-894-1111
2	南川	大川町南川	〃	〃	〃
3	小倉	寒川町石田西	〃	〃	〃
4	助光	多和助光西	〃	〃	〃

(香川用水関係雨量観測所)

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	田辺池観測所	大川町富田西	自記	香川用水土地改良区	087-822-0155

5-2 水位観測所

番号	水位観測所	河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	位置	種別	観測機関
1	津田川橋	津田川	(1.20)	(1.80)			津田町津田	テレメータ	長尾土木事務所
2	城北橋	〃	(1.10)	(1.80)			〃	〃	〃
3	大井川橋	〃	(1.10)	(1.90)			大川町富田西	〃	門入ダム管理事務所
4	落合橋	〃	(0.90)	(1.70)			〃	〃	大川ダム管理事務所
5	弁天橋	〃	0.50	0.70	1.20	1.40	大川町富田東	〃	長尾土木事務所
6	八幡	〃	0.50	0.70			大川町田面	〃	大川ダム管理事務所
7	爛川橋	爛川	0.50	0.70			大川町富田西	〃	長尾土木事務所
8	梅檀川下流	梅檀川	1.00	1.80			〃	〃	門入ダム管理事務所
9	梅檀川	〃	0.30	0.90			寒川町石田東	〃	〃
10	鴨部	鴨部川	(1.20)	(1.90)			鴨部	〃	前山ダム管理事務所
11	脇橋	〃	1.20	2.10	4.05	4.40	寒川町神前	〃	長尾土木事務所
12	井戸川橋	〃	0.90	1.40	1.70	1.85	昭和	〃	〃
13	来栖	〃	0.90	1.40			前山	〃	前山ダム管理事務所
14	地蔵川橋	地蔵川	0.60	0.80			寒川町石田西	〃	長尾土木事務所

※「水防団待機水位」は「通報水位」、「はん濫注意水位」は「警戒水位」、「はん濫危険水位」は「特別警戒水位」に等しい。

※()書きの水位は水防警報を行う区域内の水位観測所の水位である。

5-3 潮位観測所

(T, P換算)

番号	潮位観測所	港湾名	注意報 基準潮位	警報 基準潮位	位 置	種 別	観測機関
1	三本松港	三本松港	1.4	1.7	東かがわ市上所	テレメータ	長尾土木事務所
2	高松港	高松港	1.6	1.9	高松市北浜町 103-1 地先	〃	高松地方気象台

(さぬき市関係潮位観測所)

番号	潮位観測所	港湾名	位 置	種 別	観測機関
1	津田	津田港	津田町津田 1504-5 番地先	テレメータ	さぬき市
2	志度	志度港	志度 341 番地先	〃	〃
3	白方	白方漁港	鴨庄 3626-5 番地先	〃	〃
4	小田	小田漁港	小田 497-6 番地先	〃	〃

5-4 風向風速観測所

番号	風向風速観測所名称	位 置	種 別	観測機関
1	三本松港風向風速観測所	東かがわ市三本松	テレメータ	長尾土木事務所
2	高松港風向風速観測所	高松市サンポート	〃	高松港管理事務所

5-5 海象観測所

番号	観測局名称	海 岸 名	位 置	種 別	観測機関
1	相生馬宿観測局	相生馬宿海岸	東かがわ市馬宿	テレメータ	長尾土木事務所

※ 観測項目：風向、風速、波向、波高、流向、流速、平均水位、気圧等

5-6 震度・津波観測点

(地震情報で用いるさぬき市内の震度観測点)

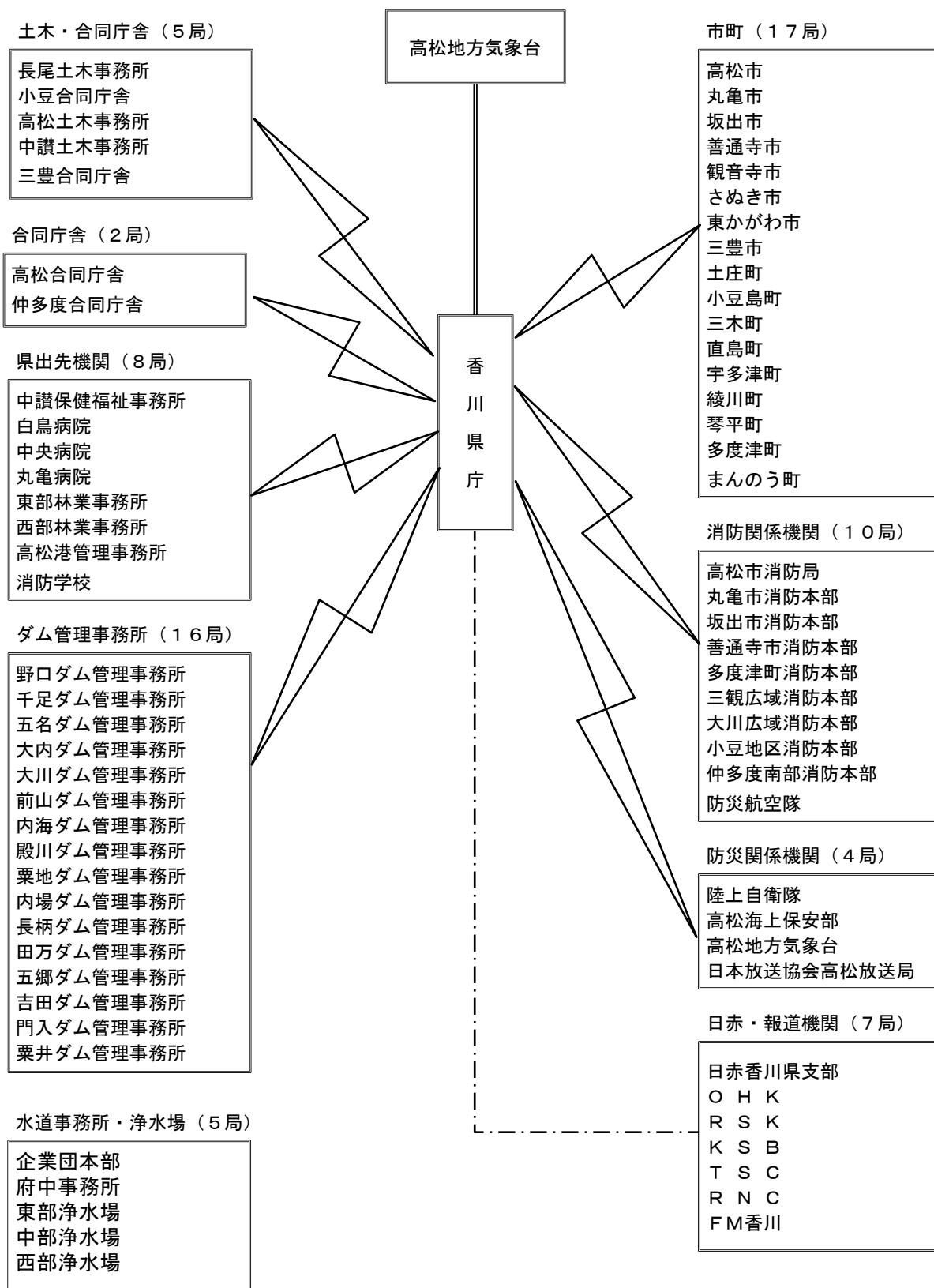
地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県東部	さぬき市	*さぬき市志度	志度5385-8 (さぬき市役所)
香川県東部	さぬき市	*さぬき市津田町	津田町津田138-15 (さぬき市役所津田支所)
香川県東部	さぬき市	*さぬき市大川町	大川町富田中2109 (さぬき市役所大川支所)
香川県東部	さぬき市	*さぬき市寒川町	寒川町石田東甲935-1 (さぬき市役所寒川庁舎)
香川県東部	さぬき市	*さぬき市長尾東	長尾東888-5 (さぬき市役所長尾支所)
香川県東部	さぬき市	***さぬき市長尾総合公園	長尾東2450

(注) 観測地点名称に*印のついている観測点は地方公共団体(香川県)、***印のついている観測点は国立研究開発法人防災科学研究所の震度観測点である。

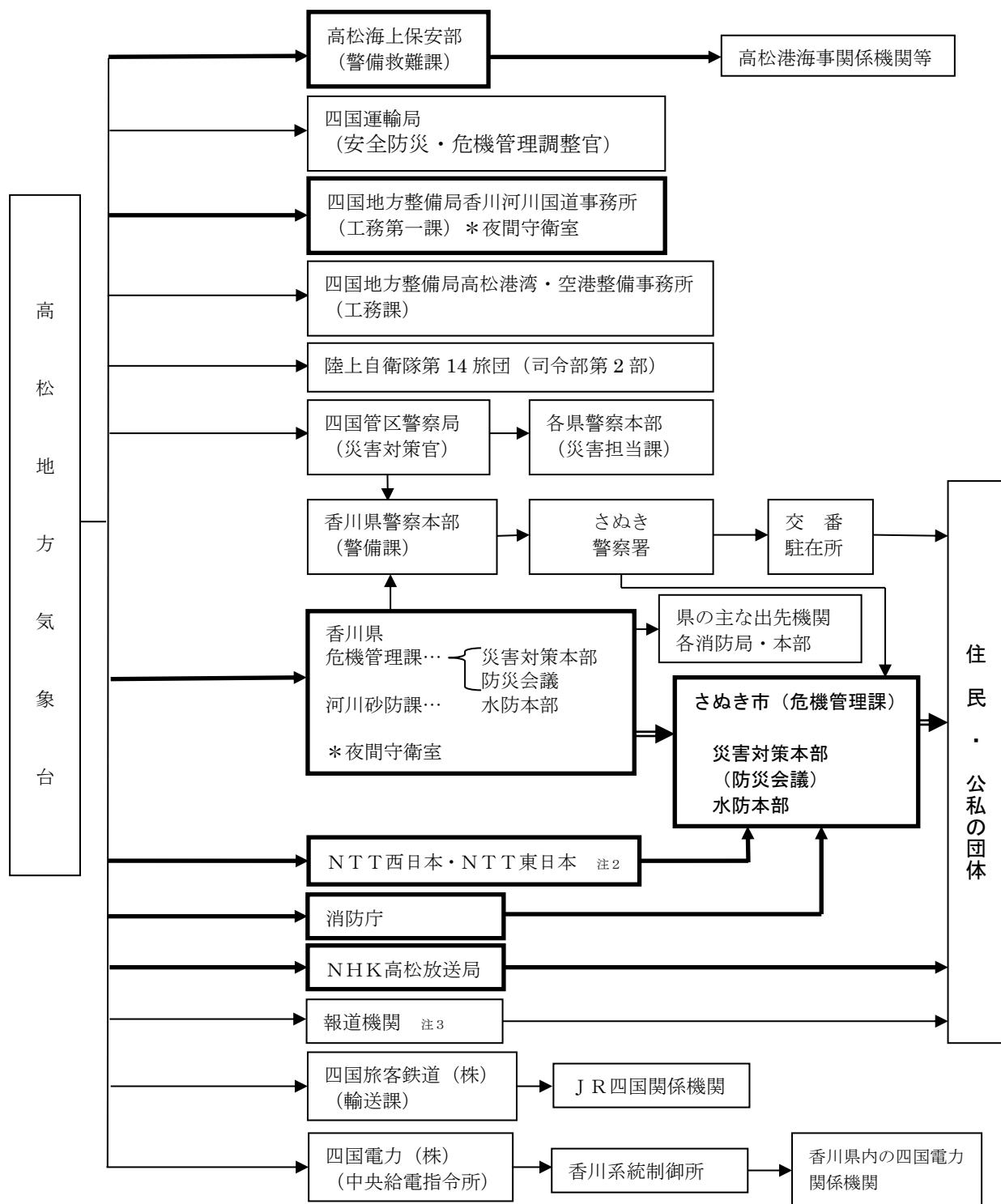
(津波情報で用いる津波観測点)

名 称	所 在 地	所 属
高松 (高松検潮所)	高松市北浜町 103-1 地先	気象庁
与島港 (与島検潮所)	坂出市与島町	港湾局
多度津港 (多度津検潮所)	仲多度郡多度津町	港湾局

5-7 香川県防災行政無線による気象情報伝達系統

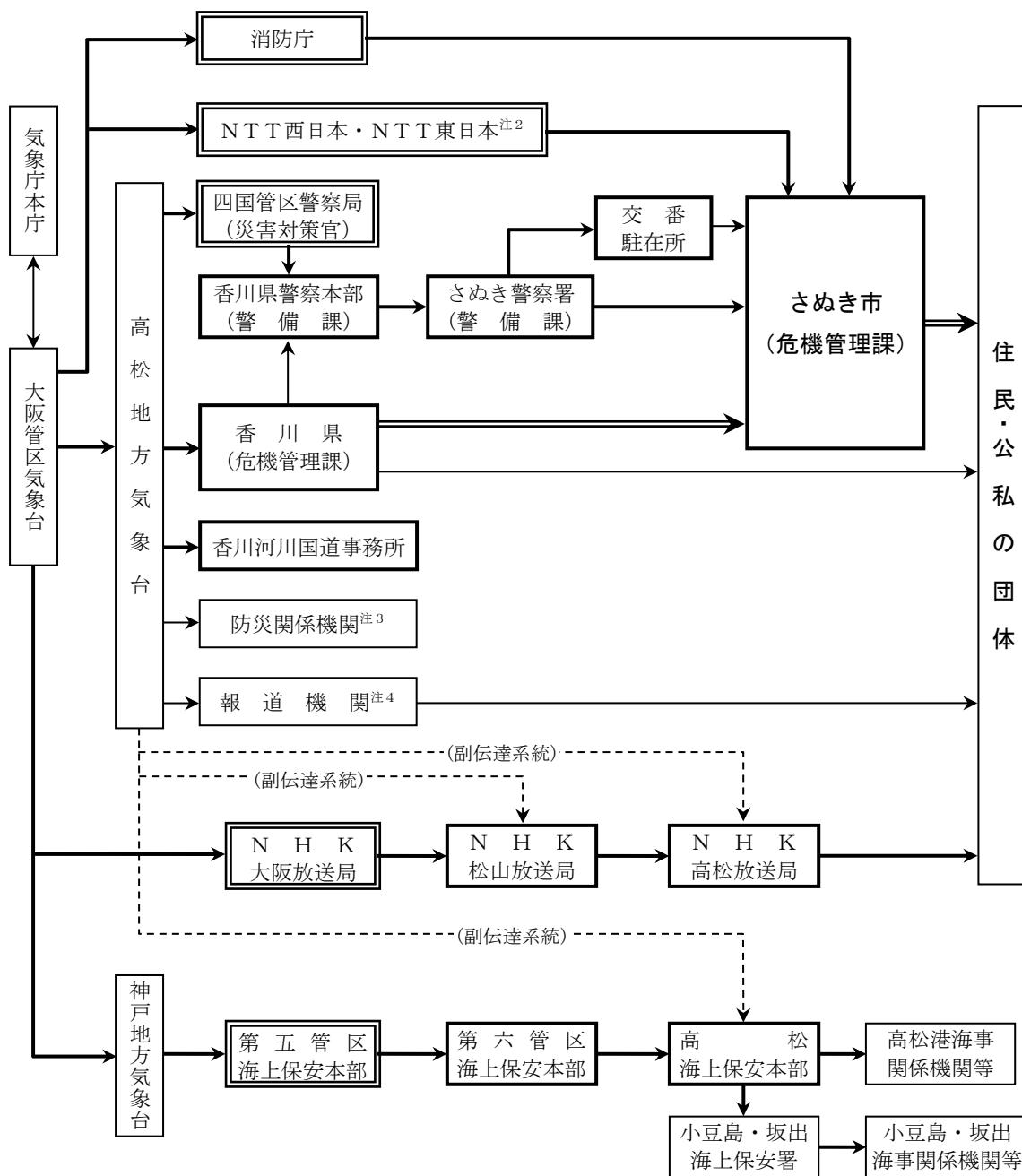


5-8 気象警報等の伝達系統図



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。
- 2 NTT西日本・NTT東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

5-9 津波警報等の伝達系統図



(注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達系統を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

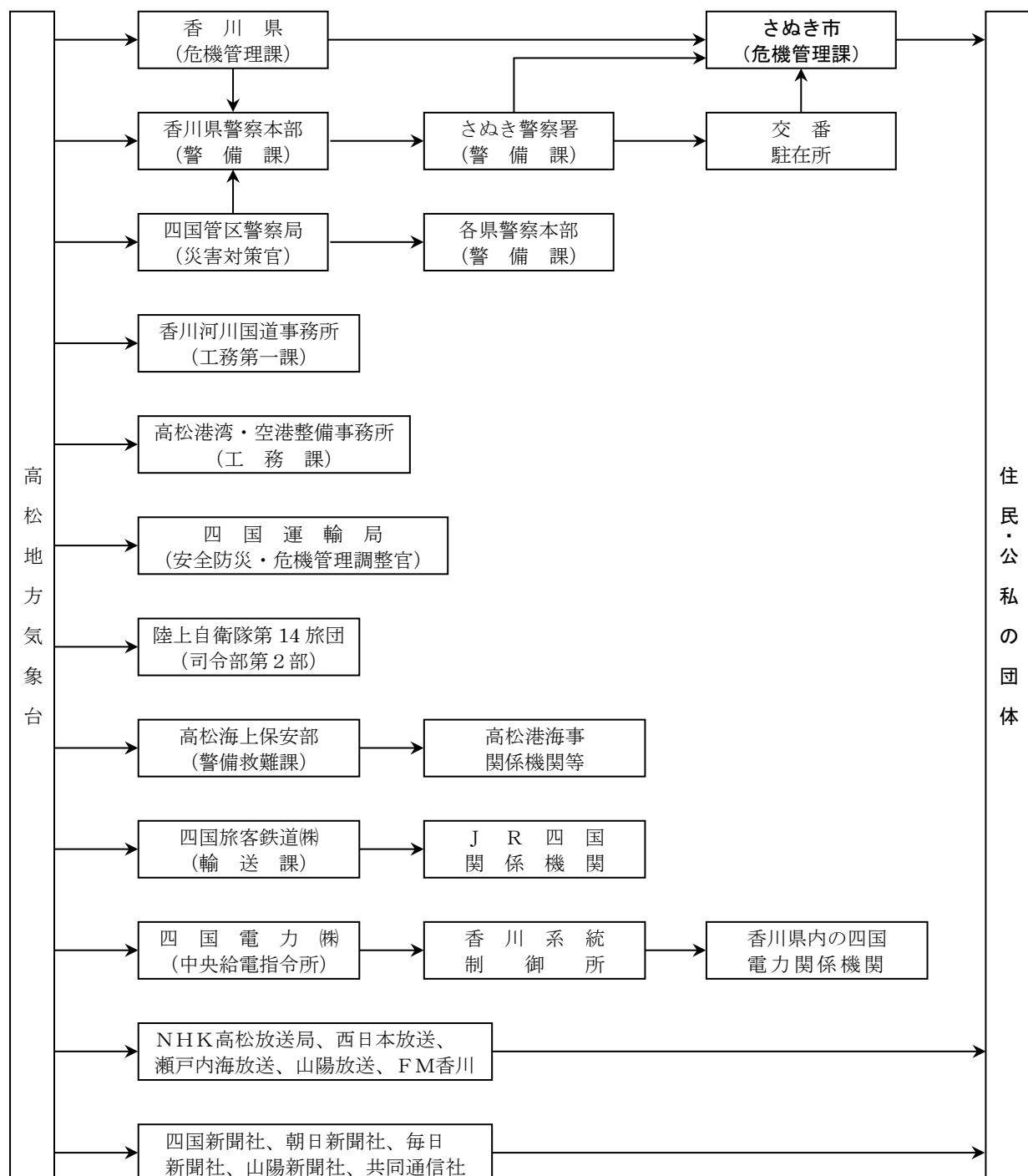
2 NTT西日本・NTT東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。

3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道㈱、四国電力㈱である。

4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

5 [] は、伝達中枢である。

5-10 地震及び津波に関する情報の伝達系統図



5-1-1 土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面 ・がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がりたりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じり出す	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花	—	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
臭覚		・腐った土の臭いがする		

5-12 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

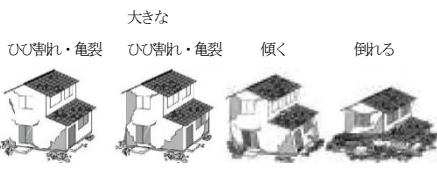
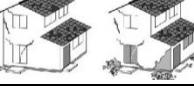
※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度階級関連解説表の「木造建物(住宅)に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

震度 階級	木造建物 (住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
	—	軽微な ひび割れ・亀裂 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
	—	軽微な ひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
	軽微な ひび割れ・亀裂 	大きな ひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微な ひび割れ・亀裂 	大きな ひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微な ひび割れ・亀裂 大きな ひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	傾く 倒れる 

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)

以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。

下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂があることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂があることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜等面の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が增幅され、継続時間も長くなることがある。

5－13 注意報・警報の基準

(別表1) 大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
東 讃	さぬき市	12	109

(別表2) 大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
東 讃	さぬき市	18	141

(別表3) 洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
東 讃	さぬき市	津田川流域=14.2, 鴨部川流域=13.2, 梅檀川流域=6.2, 爛川流域=7.9, 地蔵川流域=7.2	津田川流域=(6, 12.7), 鴨部川流域=(6, 11.8), 梅檀川流域=(6, 5.5), 爛川流域=(6, 6.8), 地蔵川流域=(6, 6.4)	—

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による 基準
東 讃	さぬき市	津田川流域=11.3, 鴨部川流域=10.5, 梅檀川流域=4.9, 爛川流域=6.3, 地蔵川流域=5.7	津田川流域=(5, 11.3), 鴨部川流域=(5, 10.5), 梅檀川流域=(5, 4.9), 爛川流域=(5, 6.1), 地蔵川流域=(6, 4.6)	—

(別表5) 高潮警報及び注意報基準

平成22年5月27日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警 報	注意報
東 讃	さぬき市	1.8m	1.5m

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表別表1～5の解説】

- (1) 別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、() 内は府県予報区または一次細分区域を示す。
- (2) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壤雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- (4) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (5) 大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表1及び2の土壤雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

1km四方毎の基準値については、気象庁ホームページ

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/index_shisu.html) を参照のこと。

- (6) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (7) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表3及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (8) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
その他の地点の基準値は気象庁ホームページ
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。

5-14 土壤雨量指数基準 [1km格子] (別図2)

